

# 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第23回）

日 時：令和3年2月15日（月）15：30～

場 所：知事応接室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 本部長訓示

### 3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）県独自の緊急事態宣言について

資料2

（3）事業者・県民への支援について

資料3

（4）その他

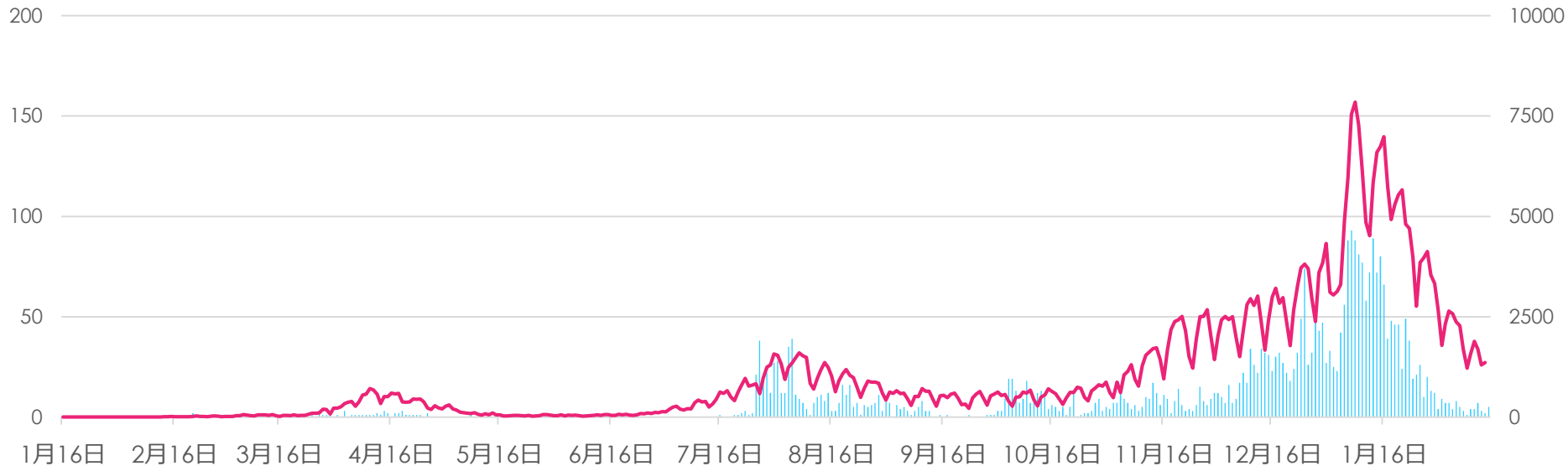


# 全国と熊本県の陽性確認状況

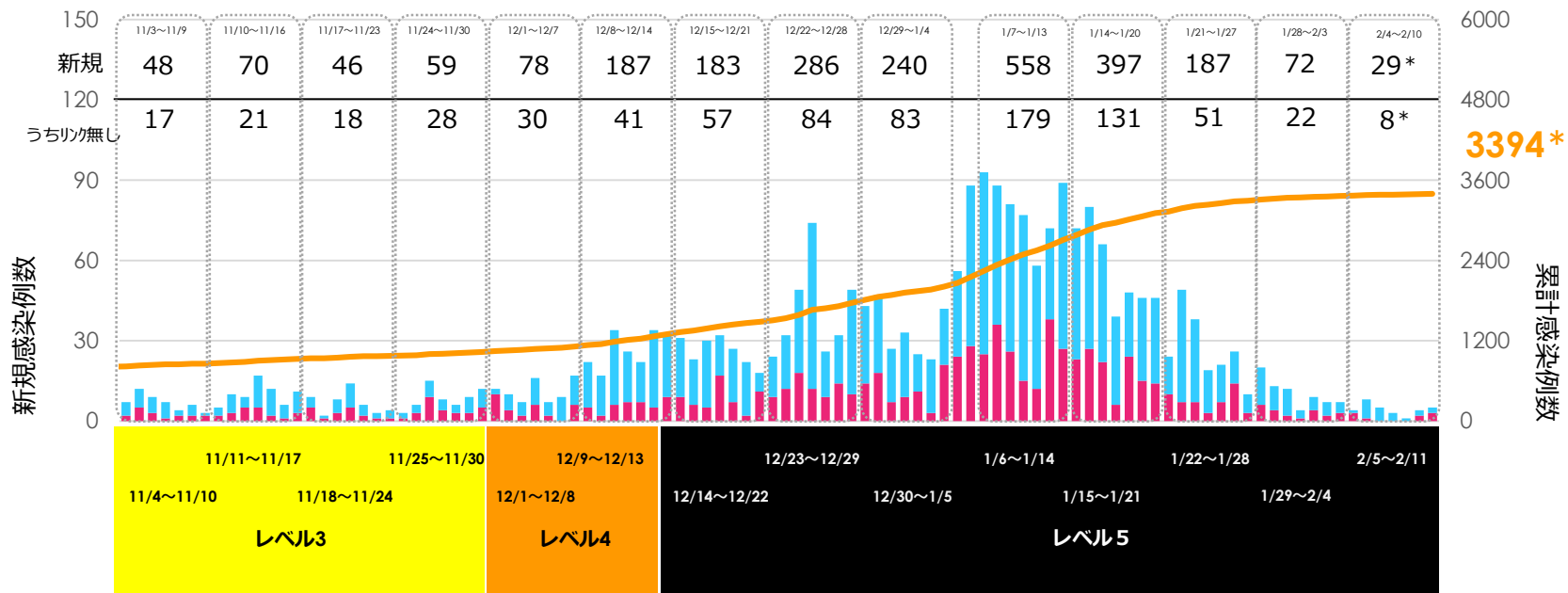
本県の2月14日までのデータによる  
全国のデータは厚生労働省より(2月13日まで)

熊本県陽性例数  
(棒)

全国陽性数  
(折れ線)



## 県内の陽性確認状況とリスクレベル



資料 1

\* 事例の取り下げに伴い、2月12日公表リスクレベル資料より修正

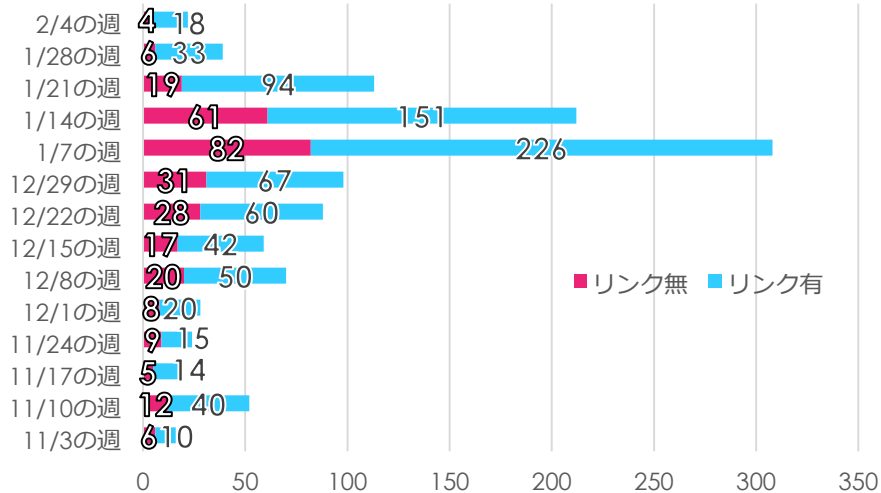
※リンクの有無は各時点での調査結果に基づく



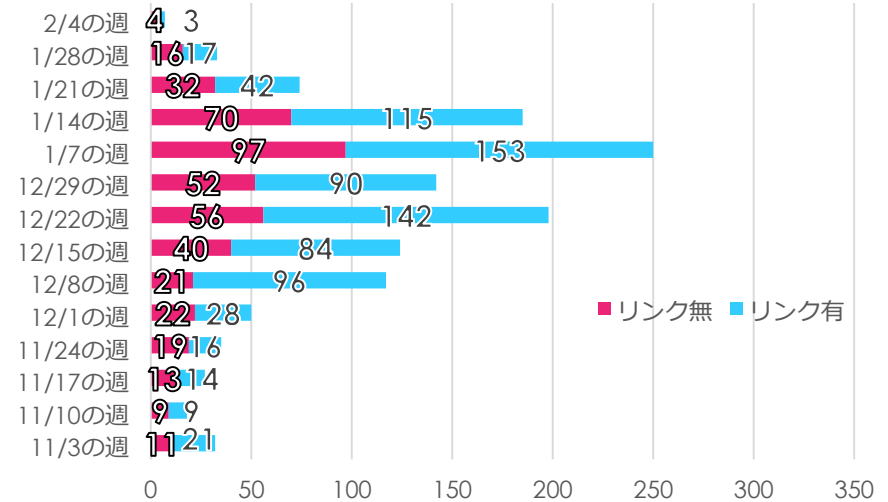
# リンク無し陽性者の確認状況

本県の2月10日までのデータによる  
※リンクの有無は各時点での調査結果に基づく

## 熊本市を除く県の状況



## 熊本市の状況



## 県内の6指標の状況

※感染経路不明割合は各時点での調査結果に基づく

	医療提供等の負荷(判断日の状況)		監視体制	感染の状況(直近1週間の状況)			
	①病床のひっ迫具合		③PCR陽性率※ (一週間平均値)	④直近1週間の陽性者数 (熊本県人口で換算)	⑤前週との比較	⑥感染経路不明割合	
	病床全体	うち重症者用					
ステージ4	50%	50%	437人	10%	437人	>1.0	50%
ステージ3	25%	25%	262人	10%	262人	>1.0	50%
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階						
ステージ1	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階						
2月14日*	17.1%	20.3%	89人	4.2%	26人	0.60	27.6% <sup>†</sup>
2月10日	21.6%	25.4%	115人	3.3% <sup>‡</sup>	29人 <sup>‡</sup>	0.40 <sup>‡</sup>	8人(27.6%) <sup>‡</sup>
2月3日	39.8%	30.5%	242人	5.2%	72人	0.39	22人(30.6%)
1月27日	57.5%	33.9%	438人	3.8%	187人	0.47	51人(27.4%)
1月20日	61.9%	32.2%	704人	8.0%	397人	0.71	131人(33.0%)
1月13日	62.6%	33.9%	680人	13.3%	558人	1.90	179人(32.1%)
1月11日	60.0%	28.8%	632人	12.8%	541人	2.25	166人(30.7%)

\* 2月14日は最新の情報に基づく暫定値を記載

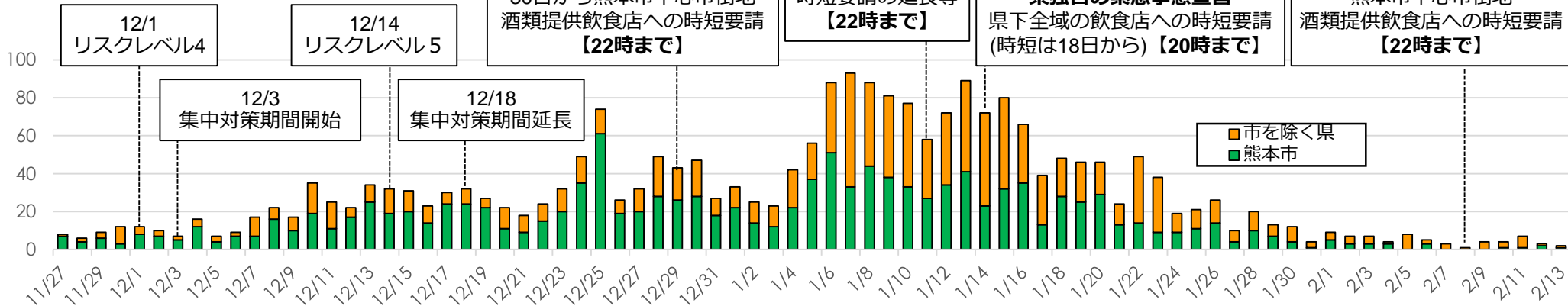
† 2月10日時点

‡ 事例の取り下げに伴い、2月12日公表リスクレベル資料より修正



# 県独自の緊急事態宣言の解除について

## 12月以降の陽性者数と対策の実施状況



### 【国分科会尾身会長が示す国の緊急事態宣言解除の基準と本県の状況】

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| ① ステージ3に下がっている      | ➡ 全ての指標*がステージ3の水準を下回った。 |
| ② 感染状況と医療体制が改善傾向にある | ➡ 感染者数も病床使用率も減少傾向が継続。   |
| ③ ステージ2まで下がる見通しがある  | ➡ 全ての指標*がステージ3の水準を下回った。 |

※...病床の逼迫具合は「確保病床使用率」で判定

- ▶ 県民及び事業者の皆様の御協力により、緊急事態宣言後、感染は持続的に減少
- ▶ 2月8日の宣言延長後、再増加も起こらず、病床使用率も改善 (2/7:32.0% → 2/14:17.1%)

**緊急事態宣言は2月17日(水)をもって終了する(18日(木)から解除)。**  
(本県の国分科会ステージは18日に引き下げ、「ステージ2」とする)

今後は「第3波」の経験を生かし...

- ・ 感染の再増加を防止するための対策を実施
- ・ 再増加の傾向を確認した場合、より早いタイミングで迅速にピンポイントの対策を実施
- ・ 引き続き、病床確保や宿泊療養施設の確保・活用等、医療提供体制の強化に取り組む



# 事業者及び県民への要請等

県独自の緊急事態宣言を解除するが、感染の再増加を防止するため、次の措置を講じる

## 飲食店への要請

- ・ 県チェックリスト等を活用し、感染防止対策を講じ、ステッカー掲示を行うこと。  
※行政や業界団体は、連携して各店の感染防止対策の実施状況の指導・助言等を行う。
- ・ 市町村が行う飲食店を対象としたPCR検査等の機会を活用すること。

## 事業者への要請

- ・ 事業所の感染防止対策を講じること。
- ・ わずかでも発熱等の症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制を構築すること。
- ・ テレワーク・時差出勤を推進すること。

## 高齢者施設への要請

- ・ 県のオンライン研修等を活用し、感染防止対策を講じること。
- ・ 従業員にわずかでも症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制を構築すること。
- ・ 入所者・従業員に症状がある場合、すぐに検査に繋げる体制を構築するとともに、感染者の早期発見の観点から一斉検査等の機会も活用すること。

### ※ 会食時の感染リスクを下げる 4つのステップ(抜粋)

- ・ 感染防止対策を実施している店を利用すること。
- ・ 大人数(5人以上)での会食の場合は、テーブルを分ける、席の配置を斜め向かいにするなどの対応を。
- ・ 体調不良時は会食に参加しないこと。
- ・ 食事中でも、会話の際はマスクを着用すること。
- ・ 対策の徹底のため、深酒・はしご酒を避けること。

## 県民への要請

**移動** ・ 感染が流行している県外への移動を控えること。

**外出** ・ 外出においては、感染防止対策を徹底すること。  
・ わずかでも発熱等の症状がある場合、仕事を休み、すぐに受診すること。

**飲食店の利用** ・ 宅飲み・イベントを含み、「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」※を遵守すること。  
・ 「黙食」に努め、会話を行う際はマスクを着用すること。  
・ 県内全域で、深夜遅くまでの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えること。  
**会食等** ・ 感染防止対策が講じられていない飲食店は利用しないこと。



# 県独自の緊急事態宣言解除前後の要請等比較

対象	内容	2月8日(月)から2月17日(水)まで	2月18日(木)から
飲食店	時短要請	・熊本市中心部の22時以降も酒類を提供する飲食店等は営業時間を22時までとすることを要請	要請解除
	その他	・県チェックリスト等を活用し、感染防止対策を講じ、ステッカー掲示を行うこと。 ・熊本市中心市街地飲食店緊急PCR検査を受けてください。	・県チェックリスト等を活用し、感染防止対策を講じ、ステッカー掲示を行うこと。 ・市町村が行う飲食店を対象としたPCR検査等の機会を活用すること。
事業者	イベントの開催制限等	・上限人数を5,000人以内かつ収容人数の50%以内とすること。また、開催時間の22時までの短縮や、イベント前後の会食自粛、酒類の提供を11時から19時までとすることを働きかけます。	・人数上限は5,000人以内かつ収容人数の50%以内とするが、 <b>感染防止対策を厳に徹底する条件付きで制限の一部解除が可能とする。</b>
	その他	・テレワーク・時差出勤を推進すること。	・テレワーク・時差出勤を推進すること。 ・ <b>わずかでも発熱等の症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制を構築すること。(特に高齢者施設)</b>
県民	外出自粛	・生活や健康の維持のため必要なものを除いて、不要不急の外出・移動の自粛を要請します。特に、22時以降は徹底して下さい。また、時短要請を行っている熊本市中心部への22時以降の外出自粛は最も徹底して下さい。 ・高齢者等とその同居家族は、特に不要不急の外出を避け、人との接触を控えること。	・ <b>外出においては、感染防止対策を徹底すること。</b> ・ <b>わずかでも発熱等の症状がある場合、仕事を休み、すぐに受診すること。</b>
	県境を越える移動	・不要不急の県境を越える移動を控えること。	・ <b>感染が流行している県外への移動を控えること。</b>
	会食	・「会食時の感染リスクを下げる4つのステップを実践し、安全な会食の工夫をして下さい。 ・5人以上の会食(宅飲みを含む)を自粛すること。(会食は、子ども、介助者等を除き4人以下の単位とすること。ただし同居家族のみ場合はこの限りではない) ・普段顔を合わせていない方との会食は、極力控えること。 ・ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策が講じられていないホストクラブやキャバクラ等の接待を伴う飲食店は利用しないこと。	・宅飲み・イベントを含み、「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を遵守すること。 ・ <b>「黙食」に努め、会話を行う際はマスクを着用すること。</b>  ・ <b>県内全域で、深夜遅くまでの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えること。</b> ・ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策が講じられていない飲食店は利用しないこと。
県有施設	・開館時間を22時までとし、収容人数が定められている施設については、人数上限5,000人以内、収容率を50%以内とする(イベントを含む)。また、熊本県主催のイベントを中止又は延期する。	要請解除 (感染防止対策は引き続き徹底)	

# 再増加が見られた場合の強い措置の迅速な実施について

## (1) 本県における「第3波」の感染拡大の態様

- ・昨年8月以降、熊本市中心部の飲食店で継続的に感染が持続し、徐々に全圏域に波及。
- ・昨年12月以降、熊本市のみならず全圏域に感染者が拡散→各地でのクラスター発生。
- ・年末年始の人の移動の増加に伴い、さらに感染が増加。

➡熊本市中心部からの、時間をかけた地理的な感染拡大が、1月初旬の爆発的拡大につながった。

## (2) 対策を開始するタイミング

- ・第3波では、ステージ3指標の新規陽性者数に到達してから強い措置を開始。効果はあったが、医療が逼迫する結果となった。
- ・感染拡大の結果、現在、全圏域にウイルスが存在している状況と考えられる。
- ・今後、変異株の影響は拡大してくる可能性が高い。

➡第3波では強い対策の開始が遅かった。さらに今後は、これまで以上のスピードで感染が拡大する可能性がある。

**リスクレベルの考えに立ち返り、早い時期に強い対策により抑え込む。**

対策①：(1) 新規陽性者が県リスクレベル5 (県で150人)又は熊本市のみがステージ3 (市で110人)の基準に達し  
かつ、

(2) 熊本市中心部の飲食店が関連する感染が増加し、そこからの波及が考えられる等の場合、  
ピンポイントに飲食店への時短要請等の強い措置を実施

改正特措法の「まん延防止等重点措置」適用も検討

対策②：さらに感染が拡大し、県全域がステージ3 (県で262人)に達する場合、  
不要不急の外出自粛要請や、県全域の時短要請等の追加対策を実施

【強い対策を実施するタイミングのイメージ】それぞれの始期を2週間程度早める

	県レベル5 (国ステージ2) (又は熊本市で国ステージ3)	国ステージ3	国ステージ4
今回のタイミング	12月14日	12月29日	1月11日
今後のタイミング	熊本市中心部への措置	熊本市中心部への措置 全県的措置	全県的措置(1/14から)

## 第4波に備えた対策の方針について

### 医療提供体制の強化

- 更なる入院患者受入病床の確保や4・5棟目の宿泊療養施設の開設を進めることで、患者の受け皿を拡大。

【参考】令和2年12月以降の確保状況

	11月以前	12月以降(新規確保)	現状
入院患者受入病床	400床	73床	473床
宿泊療養施設	60室(1棟目)	170室(2・3棟目)	230室

- 医療提供体制再構築の方針に基づき、①入院・宿泊療養・自宅療養の判断を行う医療機関、②宿泊・自宅療養中に症状が悪化した患者の受診に対応する医療機関、③退院基準を満たした患者の受入れを行う後方支援医療機関の確保を進めることで、陽性患者を受け入れる医療機関の負荷を軽減。

### 高齢者施設等におけるクラスター対策の強化

- 高齢者施設における感染管理等に関するオンライン研修を3月上旬までに4回開催すること等により、施設における感染防止対策を強化。
- 施設利用者や従業員に症状がある場合に、迅速に検査を受ける体制を構築するとともに、一斉検査等の機会も活用することで、感染者の早期発見に対応。
- 高齢者施設においてクラスターが発生した場合に、保健所や県の専門チームC M A T、施設の嘱託医等と、郡市医師会や各圏域の医療機関が連携して、患者の健康観察や入院調整に必要な診察等に対応することで、クラスターの拡大防止や適切な入院調整に対応。

### ワクチン接種体制の確保

- 医療従事者向けのワクチン接種の拠点となる「基本型接種施設」を22カ所確保するなど、迅速かつ円滑な接種体制の構築に向けた準備を着実に実施。
- 9 ○ 65歳以上の高齢者と同じタイミングで、高齢者施設職員への接種も行うことで、高齢者施設におけるクラスターの発生等を抑制。



# 中小事業者等への新たな支援パッケージ

## ～コロナとの共存・再出発を応援～

### 事業継続・再開支援Ⅰ、Ⅱ

市町村と連携した 対面接客を伴う事業者  
**全店舗感染防止対策支援金**

予算額：16億円(既存予算活用)

#### 【目的】

コロナと共存した事業の再出発に向けて、**対面での接客等を伴うあらゆる事業者**が行う感染防止対策強化の取組みを支援

#### 【内容】

- ①店舗・施設等の備品等購入支援  
(アクリル板、CO2濃度計、アルコール消毒液など)
- ②飲食店従業員PCR検査受検促進支援  
ア PCR検査受検費用支援  
イ 休業補償保険加入支援 (保険料補助)

#### 【支援額(上限)】

- ① 1店舗 **10万円** (補助率 3/4)  
(タクシー等:1台 **3万円**)
- ② ア 1件 **2万円** (補助率10/10)  
イ 1店舗 **10万円** (補助率10/10)

①、②ともに市町村補助額の1/2を県が負担

**全国初**

### 事業継続・再開支援Ⅲ

飲食店時短営業等で甚大な影響を受けた  
**中小事業者等への支援金(一時金)**

予算額：21億円(2月補正提案)

#### 【目的】

飲食店の時短営業等の影響により売上が激減した県内の飲食店取引事業者等を支援

**国制度対象外の  
県内取引事業者を県独自支援**

#### 【対象】

- ①時短営業を実施した飲食店との取引または、
- ②不要不急の外出・移動の自粛による影響

により、本年1月又は2月の売上高が対前年比50%以上減少

#### 【支援額(上限)】

法人：**40万円**  
個人事業者：**20万円**  
※ 国制度と同様、3月申請受付開始予定  
※ **国制度** (法人：60万円、個人事業者：30万円) との重複受給は不可 (東京都、福岡県などの飲食店との取引がある場合など)

### 事業継続・再開支援Ⅳ

**円滑な資金繰り支援**

2月1日からスタート(制度改正)

#### 【内容】

- ・全国統一の新型コロナ対応資金 (原則無利子・無担保)融資限度額を引上げ
  - ・4,000万円→**6,000万円**
- ※ R3.3.31まで受付(R3.5.31融資実行分まで)

### 事業継続・再開支援Ⅴ

**中小企業者の業態転換等支援**

予算額：1.6億円(2月補正提案)

#### 【内容】

ポストコロナを見据えた業態転換等の取組みを支援

#### 【対象】

県内の中小事業者等

#### 【補助額(上限)】

200万円(補助率2/3)  
※3月から公募開始

# 全店舗感染防止対策支援金

～市町村と連携した 対面接客を伴う事業者への支援～

## 1 感染防止のための備品等購入支援

### (1) 対象

・対面での接客等を伴うあらゆる事業者<sup>(※)</sup>が行うアクリル板、Co2濃度計などの備品等購入費

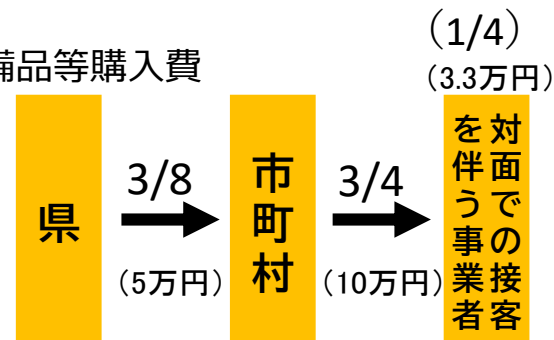
(※) 飲食店・小売店のほか、宿泊施設、タクシー、理容店・美容店、施術所等を想定

<以下の店舗及び施設は対象外>

- ・主に、社員等が事務を行うための施設(事務所・オフィス等)
- ・国又は県が実施する同趣旨の補助金等の対象となる店舗・施設  
(医療機関・薬局・福祉施設・鉄道・バス等)等

### (2) 支援額 (事業者受給ベース)

・1店舗当たり10万円(タクシー等は1台当たり3万円)を上限



## 2 飲食店従業員のPCR検査の受検促進支援

### (1) 対象

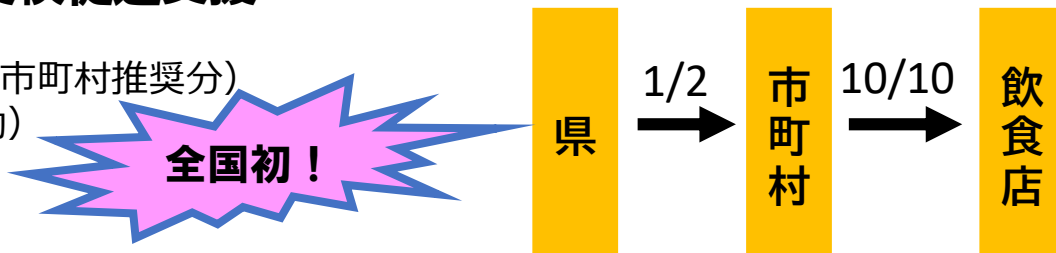
ア 飲食店従業員のPCR検査受検費用(市町村推奨分)

イ 休業補償保険加入支援(保険料補助)

### (2) 支援額 (事業者受給ベース)

ア 1件当たり2万円を上限

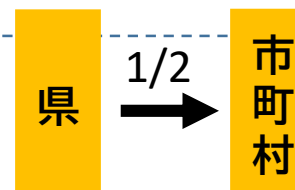
イ 1店舗当たり10万円を上限(1年間の保険料を支援)



## 3 感染防止対策取組店の情報発信支援

(1) 対象 市町村が行う感染防止対策取組店舗の情報発信(HP、チラシ等)

(2) 支援額 補助率1/2、交付上限150万円



2/5 全市町村に情報伝達

2/10 市町村web説明会実施(約30市町村参加)

2/12 県町村会・市長会事務局に情報伝達

12/15時点 9市町村が新たに本年度事業として実施

(来年度から実施する市町村は、現在調査中)

【問い合わせ先】

観光戦略部 観光交流政策課 096-333-2754



# 事業継続・再開支援一時金事業

2月補正提案

～時短要請等により甚大な影響を受けた中小事業者等への支援～

- 県は、独自の緊急事態宣言の発令に伴う、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により売上が**50%以上減少した中小事業者等に、法人40万円(上限)、個人事業者20万円(上限)の一時金を交付**

## 「事業継続・再開支援一時金事業」の概要

### 対象

熊本県独自の緊急事態宣言(1/14～)に伴う**飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上が減少した県内に店舗や事業所等を有する中堅・中小事業者**  
(国の「中小事業者に対する支援(一時金)」及び「熊本県時短要請協力金」の対象者は除く)

### 要件

- ①又は②により、**本年1月又は2月の売上高が対前年同月比で50%以上減少**していること
- ①時短要請(道県独自発令を含む)の飲食店と直接・間接の取引があること  
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)
  - ②不要不急の外出・移動の自粛(道県独自発令を含む)による直接的な影響を受けたこと  
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

### 支援額

**法人は40万円、個人事業者は20万円を上限に支援**

※算出方法：前年1月及び2月の事業収入 - (前年同月比50%以上減少の月の事業収入×2)

※算出方法により得られた額が40万円(又は20万円)を下回った場合は、当該得られた額を支援

### 申請方法

必要な申請書類を現在検討中

### <留意事項>

2月下旬を目途に制度詳細・申請方法等をお知らせする予定です。

### 【問い合わせ先】

熊本県一時金コールセンター

096-387-1515 (平日9～17時)

# 中小企業者業態転換等支援事業

～新たな生活様式を踏まえたビジネスモデルの再構築～

2月補正提案

- 県は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ポストコロナを見据えた業態転換等に取り組む中小企業者を支援します。

## 「中小企業者業態転換等支援事業補助金」の概要

### 概要

中小企業者が、環境変化「人々の価値観が変わり、行動が変わり、消費が変わる市場」に応じた「業態やサービス提供方法等の変更や追加」を行う際の経費の一部を支援

### 対象者 対象経費

＜補助対象者＞

県内の中小事業者等

※新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者（対前年または対前々年同期比10%以上）に対して優先採択（加点措置）

＜対象経費＞

機械設備導入、システム構築、店舗改装、  
広報等に要する経費

### ＜補助金活用イメージ＞

業種	現状	新たな取組み
飲食業	店内飲食のみ夜間営業を行っていたが、コロナの影響で客足が減少	消費者のニーズに合わせて、テイクアウト部門を追加（機械設備費、店舗改装費）
物品賃貸業	成人式振袖、卒業式衣装等の貸衣装の対面販売（レンタル）	レンタル衣装の非対面販売を行うためのECサイトを構築（ECサイト構築費）
宿泊業	結婚式場を併設した宿泊施設の運営	オンライン婚礼サービス事業を展開（撮影システム機材の導入）

### 補助額

**補助上限額 200万円、補助率 2 / 3**

### 公募期間

～R3年3月末日まで（予定）※追加公募予定（詳細が決まり次第HP等公表）

### ＜公募要領の公表と早めの相談＞

○3月上旬に県HPで公募要領を公表します。

○商工会や商工会議支所が作成する「経営支援プログラム（支援計画）」が必要になるため、申請を希望する事業者は、早めに地域の商工会や商工会議所への相談をお願いします。

### 【問い合わせ先】

商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課

096-333-2316



## 生活に困窮される方への経済的支援

- 新型コロナウイルス感染症の経済への影響による休業等を理由に一時的な資金が必要な方に対し、県社会福祉協議会が緊急の貸付を実施中
- 受付期間は令和3年3月末まで

### <緊急小口資金>

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 <b>休業等により収入の減少</b> があり、 <b>緊急かつ一時的な生計維持</b> のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 <b>20万円以内</b> ・ その他の場合 <b>10万円以内</b>
償還期限	<b>2年以内</b>
貸付利子	<b>無利子</b>

### <総合支援資金（生活支援費）>

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 <b>収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難</b> となっている世帯
貸付上限	(二人以上) <b>月20万円以内</b> (単身) <b>月15万円以内</b> 貸付期間： <b>原則3か月以内（最大9か月まで）</b>
償還期限	<b>10年以内</b>
貸付利子	<b>無利子</b>

◆ 受付窓口：市町村社会福祉協議会

